

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託

2 事業の目的

本事業は、京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度実施要綱の規定で選定した建物及び庭園の所有者を対象とする所有者交流会を開催し、所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供することで、京都が誇る建物や庭園の所有者のさらなる維持・活用を図る意識を高めていくことを目的とするものである。

3 委託業務の内容

本業務委託は所有者交流会開催に係る以下の業務である。

- (1) 所有者交流会の企画立案
- (2) 所有者交流会開催に必要な協議、会場確保、調整等（経費の支払を含む）
- (3) 所有者交流会開催案内の作成（発送業務を除く）
- (4) 所有者交流会の準備及び運営
- (5) 実績報告書の作成

なお、以下の業務は本業務委託に含まない。

所有者交流会開催案内の郵送

所有者交流会参加者のグループ分け

4 所有者交流会の対象

所有者交流会の対象は“京都を彩る建物や庭園”で選定した建物や庭園の所有者とする。

選定した建物や庭園は413件で種別は以下のとおり。（令和元年5月現在）

なお、店舗兼住宅のように複数の種別を有するものは、店舗と住宅と重複して計上しているため、合計件数は413を超える。

住宅、町家、民家等	273件	店舗、医院、旅館等	129件
寺社、教会等	45件	文化施設等	25件
教育施設等	5件	その他	48件

5 所有者交流会の概要

参加者は120名とする。

開催時間は3時間程度とする。

複数回の開催を可とする。

開催時期は令和元年11月を予定しており、土日祝日の開催も可とする。

6 所有者交流会の企画立案

所有者交流会は以下の内容を予定している。これを参考に企画立案すること。

- (1) 所有者の交流時間を1時間以上確保すること。
- (2) 所有者が抱える悩みや知恵を共有し、かつ、交流し易い仕組みとすること。
- (3) 特に住宅所有者の交流に留意すること。
- (4) 所有者が発言しやすく交流しやすい工夫を行うこと。

- (5) どのような交流が好ましいか提案すること。
- (6) 交流会は湯茶を提供すること。
- (7) ゲストスピーカーによる講演，専門家によるセミナー・相談会，認定物件・文化財等の見学など，所有者の参加意欲を高める事業を最低1つ含めること。
- (8) 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度の概要及び選定又は認定された建物や庭園については，下記ホームページを参照すること。

URL：<http://kyoto-irodoru.com/>

7 委託業務の要件

(1) 実績報告書の作成

受託者は事業完了後2週間以内に，実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し，本市に提出すること。

本市は，必要に応じて，実績を証明する書類等の提出を本事業受託者に要求することができるものとする。

(2) 留意事項

受託者が，上記各条件に違反した場合は，契約書の規定に基づき本市が委託業務の一部又は全部を解除し，委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

本市は，契約を解除した場合は，契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

8 委託業務の進行等

受託者は，契約締結後すみやかに業務スケジュールを作成し，本市の承諾を得ること。

9 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は，個人情報保護法の遵守はもちろんのこと，この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は，本市の責に帰すべきものを除き，全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施，成果の普及を図るため，この委託業務により生じた著作権については，原則として本市に帰属させるものとする。

(4) その他

ア 各種関係法令及び基準等を遵守する。

イ この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は，本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし，当該協議が整わないときは，本市の指示するところによるものとする。